

令和３年度伏見区地域保健推進協議会

<参考資料>

- 令和３年度伏見区地域保健推進協議会委員名簿
- 京都市保健所運営協議会条例
- 京都市保健所運営協議会条例施行規則
- 京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱
- 令和３年度京都市保健所運営方針
- 京都市母子保健事業の概要

令和3年度伏見区地域保健推進協議会委員名簿

(敬称略)

No	代 表 区 分	氏 名	役 職 等
1	医療関係団体代表	辻 一弥	伏 見 医 師 会 会 長
2		袋布 充	伏 見 歯 科 医 師 会 会 長
3		藤枝 英美	伏 見 薬 剤 師 会 会 長
4		三島 祐子	京 都 府 助 産 師 会
5		松田 保子	京 都 府 看 護 協 会 伏 見 地 区 理 事
6	福祉関係団体代表	山本 正	伏 見 区 民 生 児 童 委 員 会 会 長
7		美濃 敦子	伏 見 区 社 会 福 祉 協 議 会 副 会 長
8	地域住民団体代表	原田 まさ代	伏見区地域女性連合会砂川学区会長
9		小川 正雄	伏見保健協議会連合会会長(深草)
10		河村 司郎	伏見保健協議会連合会副会長(伏見)
11		山本 明	伏見保健協議会連合会副会長(醍醐)
12		加藤 橘世	伏見献血推進実行委員会副委員長
13		出戸 小夜子	伏見区老人クラブ連合会女性委員長
14	利用者代表	吉田 和美	市 民 公 募
15		高嶋 智子	市 民 公 募

○京都市保健所運営協議会条例

昭和31年9月1日

条例第16号（制定）

平成22年3月31日条例第69号

改正 平成27年1月8日条例第37号

京都市保健所運営協議会条例

（設置）

第1条 地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第5条 協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月8日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

昭和31年9月1日

規則第21号（制定）

平成22年3月31日規則第110号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

（部会）

第1条 京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1） 会長が指名する委員
- （2） 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

（部会の招集及び議事）

第2条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

（庶務）

第3条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市保健所運営協議会の委員及び部会員のうち市長が委嘱する者の選任について、必要な事項を定める。

(運営協議会委員の委嘱等)

第2条 京都市保健所運営協議会の委員は、保健所運営協議会の各部会において選出される代表者その他保健所の運営に関し専門の知識を有する者を、市長が委嘱する。

(保健所運営協議会部会員の委嘱等)

第3条 京都市保健所運営協議会の部会員のうち市長が委嘱する者は、次に掲げる者の中から、部会が置かれる保健センターの長の内申に基づき、委嘱する。

- (1) 医療関係団体代表
- (2) 福祉関係団体代表
- (3) 地域住民団体代表
- (4) 学校保健関係者代表
- (5) 職域保健関係者代表
- (6) 学識経験者
- (7) 利用者代表
- (8) 警察機関・消防機関代表
- (9) その他適当と認められる者

2 前項第7号による部会員は、京都市市民参加推進条例第8条第2項による公募により選任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市保健所運営協議会の委員に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

令和3年度京都市保健所運営方針

令和3年7月

京都市保健所

運営方針の策定に当たって

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。

これにより、従来保健センターが果たしてきた各区・支所管内における地域保健推進の役割を保健福祉センターが担うこととなり、従来の機能の維持向上を図るとともに、保健福祉センター各分野の様々な取組を、地域力推進室との一層の連携の下、地域のまちづくりと一体となって進めているところである。

こうした中、少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、さらには今般の新型コロナウイルス感染症などの新たな健康危機事案への対応等、地域保健の役割はますます多様化しており、保健所及び保健所の支所としての保健福祉センターは、これまで以上に大きな役割を果たすことが求められている。

今年度は、次の3つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応したきめ細かな地域保健サービスの提供にしっかりと取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援、長期療養児への支援

さらには、保健福祉センターとして、複合課題を抱える世帯等に対し、各分野が一体となった総合的な支援の実施に取り組む。

1 医療衛生施策の推進

感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止、「民泊」に対する通報等への対応や違法・不適正な「民泊」の根絶に向けた取組の推進など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

1 健康危機事案への対応

市民の命と健康、暮らしを守るため、市民に正確な情報提供を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者発生時には積極的疫学調査による状況の把握、接触者への健康観察などの対応、感染症患者等の搬送、感染症の拡大の防止に努めるとともに、平時にも感染症の予防対策を企画・実施している。また、食中毒事案についても、同様に連携して患者、施設等への調査及び措置を行う。

《主な実績》

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年11月1日以降の診療・検査体制について、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行に備えるため、発熱などの症状のある方が、かかりつけ医など身近な医療機関に相談のうえ、診療・検査ができる新たな体制を整備した。あわせて、休日・夜間など受診できる医療機関がない場合の相談対応に備え、従前の専用相談窓口の後継となる「きょうと新型コロナ医療相談センター」を府市協調で新たに設置した。

令和2年11月1日には、京大病院との間で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた包括連携協定を締結した。同協定に基づき、「施設職員に対する研修指導」、「新規入所者の入所前の啓発」、「新規入所者のPCR検査」を包括的に実施する『高齢者施設検疫モデル』について、その対象を571施設の約2万7千人の職員等や希望される入所者まで拡大実施している。

さらに、変異株の感染力の高さに対応するため、濃厚接触者に該当しないものの陽性者と接触の可能性がある者については、PCR検査を拡大実施するほか、自宅待機は必須としないまでも健康観察期間中のいわゆる3密を絶対に避ける「注意就業」をお願いするなど、早期収束に向けた取組を実施している。

また、家庭内感染を防ぐため、入院を要しない場合でも「軽症者施設」での療養を原則とし、やむを得ず自宅療養となる方については、府入院医療コントロールセンターと連携して、訪問診療チームによる訪問診療や府医師会と連携した健康観察、陽性者外来受診への支援をより積極的に行っている。

○ 3類感染症の発生件数 (単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
35	43	20

○ 食中毒の発生件数 (単位：件)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
19	11	7

2 新型コロナワクチン接種に関する取組の推進

地域の医療体制が整備されている強みを活かし、医師会等との緊密な連携の下、地域の診療所や病院（かかりつけ医）等におけるきめ細かな「個別接種」（令和3年5月現在、約800の医療機関が協力）を中心とし、医療機関での個別接種が難しい場合にもお住まいの地域で接種いただける「集団接種」（令和3年5月現在、市内全14会場で実施予定）を併せて実施する体制の構築に取り組んでいる。

また、医療機関の負担を軽減するため、各診療所・病院へのワクチンの配送拠点として、ワクチンの保管・小分け・配送を担う「ワクチン配送センター」を設置した。

さらに、専用ポータルサイトや本市の公式ホームページに加え、本市広報誌や市政広報板ポスター、電光掲示板等、様々な媒体を活用し、広報・情報発信を実施している。

3 結核予防の推進

平成30年3月に作成した第三次京都市結核対策基本指針に沿って、結核の予防、積極的疫学調査と患者支援の実施、ハイリスク者対策を行い、指針を支える基礎となる取組として発生動向の評価分析等を引き続き行っていく。

また、平成30年4月に厚生労働省から発出された「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」の通知に基づき、高齢者を対象とした発病予防、患者の早期発見、普及啓発に係る事業を行う。

《主な実績》

- 市民に対する啓発として、令和元年9月5日に結核の予防とがんを考えるつどい、同月26日に京都駅前で結核予防週間街頭啓発を実施した。
- 結核患者の中で45%以上を占める80歳以上の高齢者に対して、検診の受診勧奨を行うとともに、同年10月16日に高齢者施設等職員研修会を開催し、施設職員に対して高齢の結核患者の増加状況、結核の症状及び発生時の対応方法について講義を実施した。

4 食品衛生に関する取組の推進

令和3年度京都市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。とりわけ、令和3年6月1日から原則として全ての食品等事業者に実施が義務付けられるHACCPに沿った衛生管理が確実に導入できるよう、制度の周知及び必要な導入支援を行った。

また、食品衛生法等に基づく飲食業等の営業許可手続きや市民からの相談・問合せに対応する。

《主な実績》

○ 食品関係営業施設に対する監視指導

	営業施設数(施設)		延監視指導件数 (件)	
	許可	届出	許可	届出
平成30年度	35, 789	3, 779	47, 446	2, 942
令和元年度	35, 496	3, 827	38, 830	3, 222
令和2年度 (上半期)	35, 317	3, 828	12, 157	1, 545

- 食品衛生に関する知識の普及啓発を目的に、SNS等による食の安全安心情報の発信や食品衛生に関する講習会等を実施した。

5 「民泊」に関する取組の推進

市民生活を最重要視し、市民と宿泊者の安全安心の確保や、京都にふさわしい良質な宿泊環境を整備するため、違法な「民泊」の根絶や「民泊」に対する通報等への対応を継続するとともに、既存の許可施設等の管理運営体制に係る状況調査を徹底するなど、宿泊施設の適正な運営がなされるよう取組を進めている。

《主な実績》

- 平成31年 4月 ・ 「民泊」対策専門チームの体制を強化
- 令和元年 10月 ・ 無許可営業施設に対する緊急停止命令の発出
- 11月 ・ 観光庁と連携し、国内外の「民泊」仲介業者に対し、本市条例で規定する駐在規定の遵守を求める周知協力及び適正な施設のみを掲載するよう厳格な運用を要請
- 令和2年 4月 ・ 既存許可施設を含む全ての旅館業施設に対し、原則として人を宿泊させる間、使用人等の施設内駐在義務を全面適用
- 令和3年 3月 ・ 本市に無許可営業疑いとして通報があった2, 667施設に対して調査指導を行い、全ての施設を営業中止等に至らしめた。

6 動物の愛護及び管理に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導並びに犬及び猫の引取りに関する業務を行う。また、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発業務を行う。

《主な実績》

- 令和2年 9月 ・ テレビ番組「京都アニラブテレビ」を放送
- 10月 ・ 認定NPO法人及び業界団体の民間2団体とペット防災に係る災害協定を締結
- 令和3年 3月 ・ 第二期京都市動物愛護行動計画を策定

令和３年度の主な関連施策・事業

1 新型コロナウイルスワクチン接種

各市町村が主体となって実施する新型コロナウイルスワクチン接種について，安心安全な集団接種・個別接種の実施及び相談体制の確保等を推進する。

2 新型コロナウイルス感染症対策

相談・検査体制や患者入院治療費等の感染症対策に要する経費を確保するとともに，保健師や看護師といった医療専門職を多く抱える人材派遣会社を活用し，積極的疫学調査等を行う人員体制の確保を行い，感染拡大の防止に向けて取組を進めていく。

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働により、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

1 地域における自主的な健康づくりの支援

○ 地域における健康づくり事業の実施

- (1) 各区役所・支所において地域の実情や課題を分析のうえ作成した健康づくり事業基本方針に基づき、保健福祉センター各課・室が連携し、「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」の柱に対応した事業に取り組む。
- (2) 地域の健康課題に加え、全市の健康課題を踏まえた京都市全体の共通重点項目を定め、地域の特色に応じた取組を積極的に実施する。

【令和3年度重点取組項目】

- ・ 糖尿病発症予防に向けた取組
- ・ 健康増進法改正に係る禁煙支援（短時間禁煙支援・受動喫煙防止等）
- ・ 健（検）診の受診率向上に係る取組

＜主な実績＞

○ 地域における健康づくり事業（単位：回）

	平成30年度	令和元年度
実施回数	1,668	1,701

（地域における健康づくり事業の例）

体操教室、食育セミナー、歯と口の健康づくり教室 等



健康長寿のまち・京都

2 受動喫煙防止対策の推進

令和2年4月1日に全面施行された健康増進法（以下「法」という。）に基づき、これまでから法制度の周知啓発や飲食店における受動喫煙防止のための標識の配布、市民や施設等からの問い合わせに対応するための相談窓口等の設置など、様々な取組を進めてきた。

令和2年2月からは、飲食店やコンビニエンスストア、アミューズメント施設に対し、個別訪問と電話調査による監視・指導の取組を実施している。

令和3年度以降も引き続き相談窓口を運営し、違反事案の通報があった場合には、国のガイドラインに基づき、施設の管理権原者等に対して、適切に受動喫煙防止対策を講じるよう、助言や指導等を行い、望まない受動喫煙をなくすための取組を進めていく。

《主な実績》

- 京都市受動喫煙防止対策相談・届出専用窓口の運用状況 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	計
相談及び問合せ件数	1, 7 5 8	1, 3 0 2	3, 0 6 0
通報件数	1 1	1 9 7	2 0 8
監視・指導実施件数	1, 3 9 0	1 2, 9 8 5	1 4, 3 7 5

3 がん検診の受診率の向上に向けた取組の推進

がん検診の受診率の向上に向け、今後とも、京都府医師会等との関係機関との連携による普及啓発、「ピンクリボン京都」活動等の民間を巻き込んだ社会的な啓発キャンペーンを実施する。また、保健医療システムや京都市国保が保有する情報の活用による個別受診勧奨の更なる強化等に取り組む。

《主な実績》

- 本市がん検診の受診率の推移 (国民生活基礎調査)

種類		H25 年調査	H28 年調査	R1 年調査	(参考) 国の目標値
胃がん検診	京都市	34.7%	32.8%	45.2%	50% (～R4 年度)
	全国平均	39.6%	40.9%	48.8%	
肺がん検診	京都市	35.5%	37.7%	41.4%	
	全国平均	42.3%	46.2%	49.4%	
大腸がん検診	京都市	32.4%	32.1%	37.3%	
	全国平均	37.9%	41.4%	44.2%	
子宮頸がん検診	京都市	37.4%	36.5%	37.8%	
	全国平均	42.1%	42.4%	43.7%	
乳がん検診	京都市	39.1%	37.2%	43.6%	
	全国平均	43.4%	44.9%	47.4%	

4 糖尿病重症化予防の取組の推進

生活習慣病である糖尿病は、症状が進行すると腎不全など様々な合併症を引き起こし、市民の健やかな生活に深刻な影響をもたらすこととなることから、治療が必要な方を早期に発見し、治療につなげていく重症化予防の取組が重要である。

このため、医療機関、保健医療関係団体等の参画の下、平成29年度に「京都市糖尿病重症化予防地域戦略会議」を設置し、京都市国保の特定健診のデータを活用したきめ細かな受診勧奨や、かかりつけ医療機関と連携した特定保健指導の実施など、オール京都で進めていく。

令和3年度は、昨年度に引き続き、地域における健康づくり事業の重点取組項目の1つに一次予防としての「糖尿病発症予防に向けた取組」を掲げ、地域における糖尿病発症予防の普及啓発に取り組む。

《主な実績》

- 京都市糖尿病重症化予防戦略会議の開催
(平成30年3月・11月, 平成31年3月, 令和2年11月)

5 災害時医療救護体制の構築

近年、台風や大雨による被害が各地で頻発しており、また、近い未来における「南海・東南海地震」の発生が危惧されるなど、大規模災害はいつ起きてもおかしくない身近なものとして、事前にしっかりと備えておく必要がある。

このため、とりわけ、人命救助に重要な医療救護活動が、発災時に十分に機能するよう、あらかじめ医療関係団体と連携した訓練の実施や、医療救護活動の調整を担う本部機能の確保等により、実践に備えた体制整備に取り組む。

《主な実績》

- 京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第一版）策定（令和元年7月）
- 各区役所・支所保健福祉センターと市内各地区医師会との災害時における連携体制の構築に向けた協議を実施（令和元年9月～）
- 京都府歯科医師会と締結した「歯科医療に係る災害医療救護活動に関する協定」に基づく歯科医療救護活動が、発災時に有効に機能し、実効性あるものとなるよう、京都府歯科医師会との災害時歯科医療救護活動に係る検討会を開催（令和2年12月, 令和3年3月）
- 大規模災害等の発生時に、京都市域において、災害医療関係機関・団体が相互に連携を図り、医療救護活動を効果的かつ円滑に実施できるよう、災害時医療救護活動に係る各種取組や課題等を共有し、連携体制を構築することを目的とした「京都市域災害医療連絡協議会」を設置し、第1回目の協議会を開催（令和3年3月）
- 京都市医療救護活動マニュアル（震災対策編）（第二版）策定（令和3年5月）

令和3年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、歯と口の健康、禁煙、飲酒、思春期など）

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト

ウィズコロナ社会における新たな生活スタイルを踏まえつつ、「新しい生活スタイル健康ポイント（旧名称：健康長寿のまち・京都いきいきポイント）」、「いきいきアワード」など市民ぐるみの健康づくりを推進する。

3 データを活用した健康づくりモデル事業

地域・市民が主体的に取り組む健康づくりについて民間企業や大学と連携し、ＩＣＴ機器等の活用や健康づくりイベントの開催等により、日々の健康データを収集のうえ、本市所有の医療・介護等の統合データを結びつけ、具体的な健康に関する指標の改善状況等について検証を行う。

4 フレイル対策モデル事業

令和元年度に、東山区地域介護予防推進センターにおいて、栄養や口腔機能に関する内容も含めた体力測定等を実施し、課題を有する自主グループ等に対して、医療専門職連携による支援を行う「フレイル対策モデル事業」に取り組んできた。

令和３年度は、新たに対象地域を拡大し、地域の住民が主体となって自主的に介護予防の活動に取り組むグループに対し、医療専門職による健康改善プログラムの提供、体力測定の実施、健康課題の分析等を行うことで、フレイル対策の観点からより効果的な取組となるよう支援する。



3 地域精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）」（令和2年度末に第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画が終了することから、令和2年度に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（令和3年度から令和5年度まで）を策定するとともに、本プランの中間見直しを実施）に基づき、障害のある人もない人も、全ての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

各区役所・支所障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

1 地域精神保健福祉施策の推進

精神障害のある人やその家族が地域で安心して生活していけるよう関係機関及び地域社会との密接な連絡協調のもとに、精神障害のある人の早期治療の促進並びに社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、地域住民の精神的健康の保持増進を図るための諸活動を行うこととする。

また、緊急で医療が必要な精神障害のある人については、人権に十分配慮しつつ、迅速かつ慎重に適切な医療の確保を図るものとする。

精神科病院から退院し地域生活を送る精神障害のある人に対しては、関係機関との連携を図り、継続的な通院医療の確保のほか、必要な支援の提供に取り組むものとする。

＜主な実績＞

○ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	1, 699	1, 760	1, 828
2級	9, 387	9, 991	10, 695
3級	5, 645	5, 989	6, 446
合計	16, 731	17, 740	18, 969

○ 自立支援医療費（精神通院医療）承認状況 (単位：件)

平成29年度	平成30年度	令和元年度
26, 667	28, 712	28, 925

2 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。

また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

《主な実績》

○ 特定医療費助成制度（指定難病）受給者数 （単位：人）

平成30年度	令和元年度	令和2年度
11,780	11,982	12,799

3 長期療養児への支援

医学の進歩に伴い、NICU等で救命し退院後自宅にて人工呼吸器や胃ろう等を使用する医療的ケア児（日常生活を営むために医療的ケアを必要とする子ども）が年々増加している。また、小児慢性特定疾病等の慢性疾患に罹患している児は、長期にわたり療養が必要となる。

これらの長期療養児が、住み慣れた地域で育ち、学び、働くことをサポートするため、疾患や療養状況を把握し、日常生活での問題解決に向け、長期療養児の特性を踏まえた支援を行うとともに、医療・保健・福祉・子育て支援・教育等の多機関が連携できる体制を整えていく。

4 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び「きょういのちほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕）」に基づき、「市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、各区役所・支所障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、自殺者の増加が懸念されることから、引き続きその動向を注視するとともに、必要に応じ対策を講じる。

《主な実績》

人口動態統計に基づく自殺の状況	平成30年		令和元年	
	京都市	全国	京都市	全国
自殺者数 (自殺死亡率※)	201人 (13.7)	20,031人 (16.1)	179人 (12.2)	19,425人 (15.7)

※ 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

令和３年度の主な関連施策・事業

- 1 自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～（継続）
新型コロナウイルス感染症の影響による不安や悩みの増大が全国的に危惧されていることから、令和２年８月から相談時間を拡充した「自死遺族・自殺予防こころの相談電話～きょう こころ ほっとでんわ～」について、引き続き、土日祝日も含めた２４時間３６５日、いつでも相談を受けられる体制を確保する。
併せて、「きょう こころ ほっとでんわ」で受けた相談のうち、専門的な悩みを抱えた方で希望される場合には、後日、内容に応じた専門家が悩みをお聞きする寄り添い支援の取組も継続する。
- 2 京都市医療的ケア児等支援連携推進会議を令和元年度に設置し、医療的ケア児とその家族の活動の支援や日中の居場所づくりについて関係機関・団体等が情報共有を行うとともに、保健、医療、福祉、教育等による支援の連携を引き続き推進していく。

4 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合課題を抱える世帯等、地域では対応が困難な課題を、関係機関・団体との連携の下、しっかりと受け止め、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、それぞれが持つ強みや機能を十分に発揮し合い、一体的に実施されるよう、統括保健師の調整の下、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

とりわけ、保健福祉センターの各課・室は、それぞれが所管する既存施策の適用だけでなく、より早い段階から支援が必要な人を施策につなげるという法の趣旨を最大限に踏まえて、個々の世帯や関係機関による支援状況に合わせた支援方針に基づき、見守りや寄り添いといったマンパワーによる支援を積極的に行うなど、職員一人ひとりが、支援者の立場で主体的に関わることを、支援に当たっての共通の基本姿勢として位置付ける。

1 複合する支援課題への対応

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合する支援課題への対応統括として、保健福祉センター各課との連絡調整を行うとともに、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

ひきこもりや複合する課題を抱える方への支援に当たっては、各課・室が所管する施策や各法別ケースワーカーによる主体的な支援が十分に発揮され、保健福祉センターが一体となって支援を行うことができるよう、保健福祉センター長の差配の下、本人や家族に対する支援の方針を検討し、地域での見守りも含めた必要な支援や関係機関の役割等をコーディネートする。

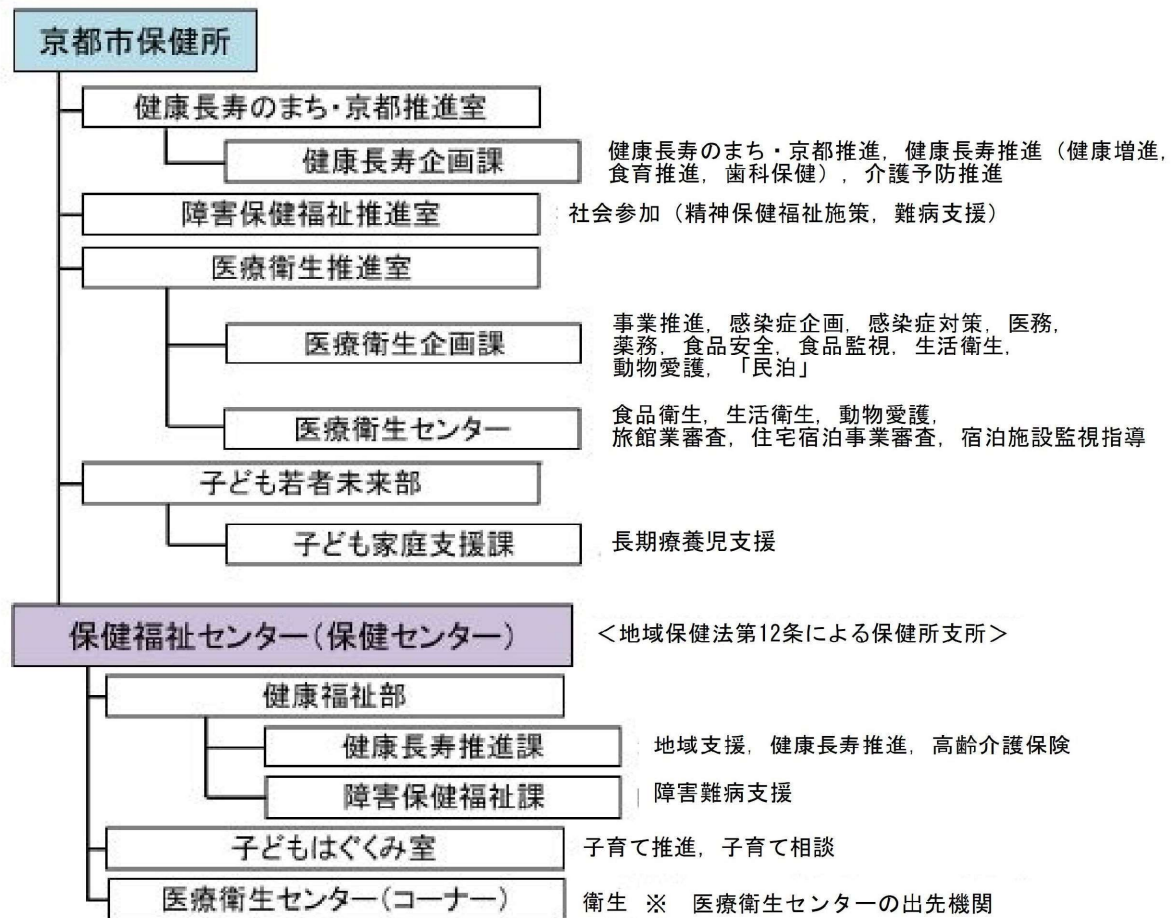
制度の狭間や支援拒否など、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、適切な支援につながっていない方等に対しては、「地域あんしん支援員」による手厚い寄り添い支援が効果的に実施されるよう、各法別ケースワーカーとの連携強化や地域の関係機関・住民による見守り活動等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区・支所が一体となって取り組む。

2 保健師等専門職の統括

統括保健師は、健康長寿推進課、障害保健福祉課、子どもはぐくみ室及び地域力推進室（ごみ屋敷対策）の分野別に配置された保健師等の専門職が組織横断的に連携し、保健福祉センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

＜参考＞ 令和３年度京都市保健所組織について



京都市母子保健事業の概要

令和3年9月

京都市子ども若者はぐくみ局

子ども若者未来部子ども家庭支援課

母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、すべての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方にに基づき展開していることである。

子どもはぐくみ室は、ポピュレーションアプローチを活かし、「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供するとともに「子ども家庭総合支援拠点」として、妊娠期から18歳までのすべての妊婦や子ども、子育て家庭に対して、子どもの最善の利益や安全の確保に主眼をおいた支援を提供し、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かした、切れ目のない支援に取り組んでいる。

また、すべての妊産婦及び子どもの状況を継続的に把握できるポピュレーションアプローチのメリットを活かし、個々の家庭が抱える状況やニーズに「気づき」、継続的な支援等に早期に「つながり」、課題や困難を抱える子どもや子育て家庭への支援に展開していくことで、児童虐待の未然防止を推進している。

1 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査、面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握し、適切な時期に必要なサービスが提供できるよう管理する。

《主な実績》

○ 妊婦相談事業 (単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
面接数	11,256	10,834	10,598

○ こんにちはプレママ事業（ハイリスク妊婦を含む妊娠中の訪問実件数）（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実件数	3,801	3,632	3,835

○ こんにちは赤ちゃん事業 (単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実件数	10,102	10,247	9,394

○ 乳幼児健康診査

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率	受診者数（人）	受診率
4箇月児健診	10,430	97.8%	9,886	98.5%	9,404	98.1%
8箇月児健診	10,470	97.7%	10,231	98.5%	9,377	98.1%
1歳6箇月児健診	10,809	97.3%	10,218	98.3%	9,784	97.8%
3歳児健診	10,362	96.5%	10,538	97.7%	10,228	96.7%

2 適切な相談支援・保健指導の実施

子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や情報提供内容から、支援や関係機関との連絡調整の必要性の判断を行うことが求められており、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する各種の相談、個別の疑問や不安に対し、できる限り丁寧に対応し、対象者にとって必要な情報提供や助言、保健指導等を行う。

乳幼児健康診査については、令和2年度から、健診の流れや体制を改善し、より精度の高いサービス提供を目指すとともに、心理発達スクリーニングの強化を図り、多職種の専門性を活かしたきめ細かな支援を実施している。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を受け、乳児健康診査（4箇月児・8箇月児）については、令和2年6月から令和3年3月末まで医療機関での個別健診を実施し、保健師等がすべての対象者への電話連絡等による状況把握を行い、子どもの健康状態や子育てに関する不安等について丁寧な対応を行った。令和3年度は、感染防止対策を徹底したうえで、すべての乳幼児健康診査を子どもはぐくみ室での集団健診として実施しており、引き続き、多職種によるきめ細かな支援を展開していく。

《主な実績》

- 妊婦相談事業（再掲）
- こんにちはプレママ事業（再掲）
- こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- 乳幼児健康診査（再掲）

3 支援方針（支援計画）の策定

妊産婦や子ども等の課題や支援ニーズに的確に対応するために、特に個別の継続的なより手厚い相談支援、関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や子ども等への支援に当たっては、必要に応じて支援方針（支援計画）を策定する。

《主な実績》

- 家庭訪問型継続的個別支援 （単位：件）

	専門的相談支援		育児・家事援助	
	実件数	延件数	実件数	延件数
平成29年度	794	2,449	218	2,380
平成30年度	948	3,179	208	2,022
令和元年度	897	3,072	175	1,650

4 関係機関との連携

利用者目線に立って、支援の継続性と整合性が確保できるよう、保健、福祉、さらには地域の医療機関等、子どもを取り巻く関係機関・団体との一層の連携を図る。子どもはぐくみ室が所管する施策・事業等を通じ、管内の子育て支援ニーズを的確に把握し、これらの協力関係機関との信頼関係の構築に努め、子育てを支え合う地域のネットワークの充実強化を図る。

《主な実績》

- 産婦健診ホッとサポート事業（平成29年度～）（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
医療機関からの 情報提供件数	1, 151	1, 294	1, 305

令和3年度の新規・充実事業

1 不妊に悩む方への支援の充実

不妊治療費等助成制度について、国の制度拡充にあわせて、本市においても拡充を実施。また、不妊等に関する悩みを持つ方への精神的ストレスを軽減するため、就労されている方等への相談にも対応できるようメールによる相談体制を充実するとともに、インターネット等を活用した事業周知や不妊症に関する啓発活動を推進する。

2 産後ケア事業における利用者負担の軽減

母親の育児負担や負担感の軽減を目的として実施する本事業について、コロナ禍における、産後の不安を払拭し、産後うつを未然に防止する支援として、産後の支援を必要とする多くの方の利用を促進するため、1回分の利用料（自己負担額）を、府市協調により全額公費負担する。

児童虐待について

平成30年3月に東京都目黒区、平成31年1月には千葉県野田市と立て続けに児童虐待による死亡事案が発生したことを受け、厚生労働省から「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が発出される等、児童虐待対策の強化が一層求められている。

各区役所・支所においても、子どもはぐくみ室をはじめとした保健福祉センター内の各部署及び児童相談所や関係機関の連携のもと、児童がいる世帯全てについて、家庭訪問や保健事業利用の際に、子どもや家庭に係る課題に「気づき」、適切な関係機関や施策に「つながり」ことで、地域で生活している子どもや子育て家庭に対し、身近な地域における強みを生かした、支援の充実を図る必要がある。

○児童虐待認定ケースに係る児童相談所と子どもはぐくみ室の役割分担

児童虐待を含め、支援を必要とする児童やその保護者に対し、複数の機関で支援を行うための法定化されたサポートネットワークである要保護児童対策地域協議会においては、子どもはぐくみ室を調整機関として定め、各関係機関との効率的かつ効果的な連携に努めている。

子どもはぐくみ室では、多職種の多様な視点によって、子どもや子育て家庭の課題や困りごとに早期に気づき、子育て支援係長を中心として、学校や地域の関係機関と連携しながら、専門性や強みを活かした、寄り添い支援を実施していく。